

東日本大震災からの復興に向けて 福島復興再生基本方針と 福島復興再生特別措置法18条・19条

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



政府は、2012年7月13日、福島復興再生特別措置法（2012年3月31日施行、以下「福島復興特措法」といいます。）第5条に基づき、東日本大震災からの復興に向けた福島復興再生基本方針を閣議決定しました。

基本方針では、原子力発電に依存しない社会を目指す理念を尊重するとともに、「福島の再生なくして日本の再生なし」として、東京電力福島第一原発事故の非常事態宣言終結に全力で取り組むことを明記しています。示された施策は400項目余り、うち、「第2部 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項」の3として、「課税の特例」が示されています。

そこで今月号では、基本方針に盛り込まれた、避難解除区域における税制上の特例として、福島復興特措法第18条・第19条関連の課税の特例を中心に取り上げます。第18条は特定機械装置等の特別償却又は特別税額控除、第19条は避難対象雇用者等に対する給与等に係る特別税額控除に関する特例で、福島県知事の確認を受けた事業者に適用される税制措置ですが、法人に適用される措置について見ていきたいと思います。

〔質問1〕

福島復興基本方針に示された課税の特例のポイントは何か？

〔回答〕

基本方針では、課税の特例として次の3つが挙げられています。

① 避難解除区域における税制上の特例（福島

復興特措法第18条関係）

- ② 避難解除区域における税制上の特例（福島復興特措法第19条関係）
- ③ 避難解除等区域内等の土地及び家屋に係る固定資産税等の特例（平成24年改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第55条の2及び第56条関係）

〔質問2〕

課税の特例の対象となる「避難解除区域」とは具体的にどこの区域を指すのですか？

〔回答〕

避難解除区域とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関して福島復興特措法第4条第4号イからニに掲げる指示の対象となった区域のうち、その指示が全て解除された区域をいいます。

(1) 具体的には以下の区域とされています。

- ① 平成23年4月21日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域（東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内、ただし、一部の区域は、平成24年4月1日及び16日に解除。）
 - ② 平成23年3月12日の原子力災害対策本部長指示により避難を求めた東京電力福島第一原子力発電所から20km圏内の区域及び平成23年4月22日の原子力災害対策本部長指示により計画的に避難することを求めた計画的避難区域（一部の区域においては、平成24年4月1日及び16日に避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰宅困難区域に見直され、原子力災害対策本部長による避難指示が引き続き継続されている。）
 - ③ 平成23年4月22日の原子力災害対策本部長指示により緊急時に避難することを求めた旧緊急時避難準備区域（同年9月30日に解除されている。）
 - ④ 現時点では政令に定められておらず、該当する区域は存在しない。
- (2) 「避難指示解除準備区域」については、福島復興特措法第4条第4号ロに掲げる指示が解除されていないため、「避難解除区域」には該当せず、法第18条及び第19条の課税の特例は適用されないこととなります。
- (3) 平成23年3月15日の原子力災害対策本部長指示により自宅など屋内への待機を求めた東京

電力福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の区域は、福島復興特措法第4条第4号イからニまでの指示の対象となった区域には該当しませんので、平成23年4月21日及び22日の原子力災害対策本部長指示により警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域とされた区域以外の区域については、法第18条又は第19条の課税の特例は適用されません。

〔質問3〕

福島復興基本方針で示された課税の特例はどのような趣旨によるものですか？

〔回答〕

避難解除区域へ復帰する事業者を支援するため、避難解除区域における独自の措置として、事業用設備等への投資や雇用を促進するための税制上の特例措置です。

また、被災者等の負担の軽減を図るため、避難解除等区域内等の土地及び家屋に係る固定資産税等の特例措置が設けられています。

これらの措置は避難解除等区域復興再生計画の策定にかかわらず実施可能であることから、効果的に活用されるよう積極的な周知・広報を行うなど、円滑かつ迅速に取り組むとしています。

また、原子力事故による被害が甚大であり、その影響が深刻かつ長期にわたり、中長期的視野を持って復興に取り組むべきものであることから、復旧・復興の状況を踏まえつつ、税制上の措置について引き続き検討を行う、などとしています。

〔質問4〕

避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（福島復興特措法第18条）の概要はどのようなものですか？

〔回答〕

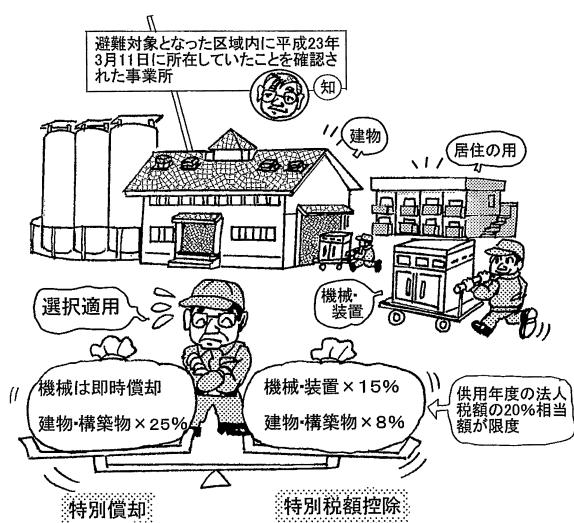
福島復興特措法第18条の規定により福島県知事の確認を受けた法人が、避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過する日までの間に、特定機械装置等の取得等をして、避難解除区域内においてその法人の事業の用（貸付けの用を除き、従業員の居住の用を含みます。以下「特定事業の用」といいます。）に供した場合には、供用年度において特別償却と特別税額控除との選択適用ができることとされました（震災特例法17の2の2①②、福島復興特措法18）。

(1) 適用対象法人

平成23年3月11日において、避難等指示の対象となった区域内にその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた法人です（震災特例法17の2の2①、福島復興特措法18、福島復興特措規3）。

(2) 適用対象資産

避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過する日までの間に取得等をされ、その製作又は建設の後取得等をするまでの間に事業の用（居住の用を含みます。）に供されたことのない機械及び装置、建物及びその附属



設備並びに構築物をいいます¹（震災特例法17の2の2①）。

(3) 供用年度

特定機械装置等を避難解除区域内において特定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）をいいます（震災特例法17の2の2①）。

(4) 特別償却限度額

次の算式により計算した金額となります（震災特例法17の2の2①）。

① 機械及び装置	特別償却限度額 = 特定機械装置等の取得価額 - 普通償却限度額
② 建物及びその附属設備並びに構築物	特別償却限度額 = 特定機械装置等の取得価額 × 25%
(注) 機械及び装置については、普通償却限度額と合わせて取得価額の全額を償却（即時償却）することができます。	

(5) 税額控除限度額

次の算式により計算した金額となります（震災特例法17の2の2②）。

① 機械及び装置	税額控除限度額 = 特定機械装置等の取得価額 × 15%
② 建物及びその附属設備並びに構築物	税額控除限度額 = 特定機械装置等の取得価額 × 8%
(注) 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。	

(6) 繰越税額控除限度超過額の控除

法人が、その事業年度開始の日前4年以内に開始した各事業年度における税額控除限度額のうち、この税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（既に前事業年度までに控除した金額を除きます。以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合に

1 法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、特別償却制度の適用はありません（震災特例法17の2の2⑤）。

は、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（震災特例法17の2の2③④）。

図1：避難解除区域において機械等を取引した場合の特別償却・税額控除制度

適用対象資産	特別償却 (特別償却限度額)	税額控除 税額控除限度額
① 機械装置	取得価額から普通償却限度額を控除した残額（即時償却）	取得価額×15%
② 建物・附属設備、構築物	取得価額×25%	取得価額×8%

【質問5】

避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の創設（福島復興特措法第19条）の概要はどのようなものですか？

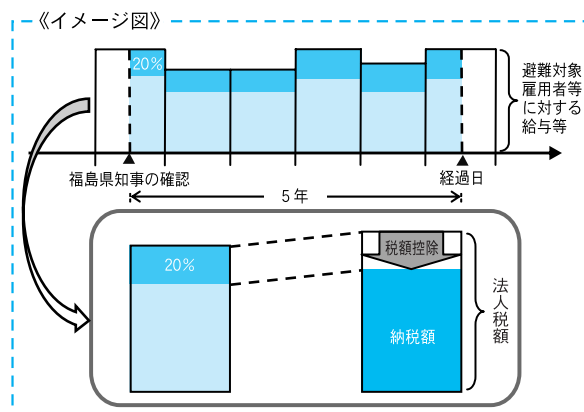
【回答】

福島復興特措法第19条の規定により避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後3年を経過する日までの間に福島県知事の承認を受けた法人が、その承認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間（適用期間）内の日を含む各事業年度（適用年度）の適用期間内において、その避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額の20%相当額につき、その適用年度において特別税額控除ができることとされました（震災特例法17の3の2①、福島復興特措法19）。

(1) 適用対象法人

避難等指示の対象となった区域（以下「避難対象区域」といいます。）内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、避難解除区域に係る避難等指示が解除された日から同日以後3年を経過する日までの間に福島県

図2：避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度



（国税庁ホームページ：http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2012_5/pdf/01.pdf（P.19）より）

知事の承認を受けた法人です（震災特例法17の3の2①、福島復興特措法19、福島復興特措規4）。

(2) 適用期間及び適用年度

福島県知事の承認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます（震災特例法17の3の2①）。

また、適用年度とは、適用期間内の日を含む各事業年度をいい、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（震災特例法17の3の2①）。

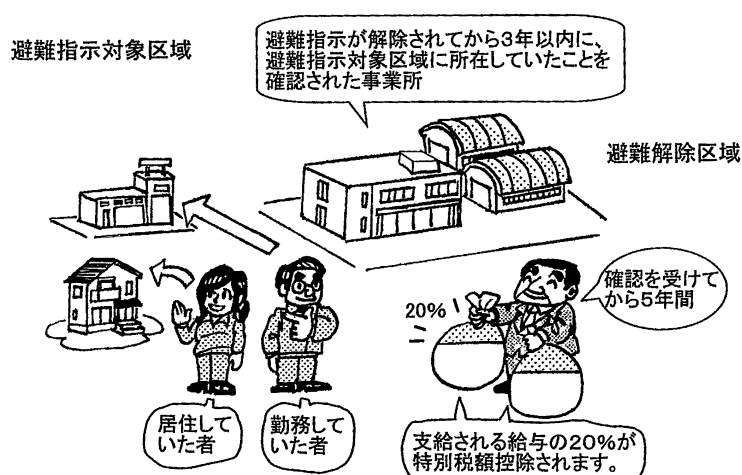
(3) 避難対象雇用者等

次に掲げる者をいいます（震災特例法17の3の2①、震災特例法令17の3の2①）。

- ① 平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者
- ② 平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していた者

(4) 避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額

避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額は、適用期間内に支給され適用年度の損金の額に算入されるものに限り、その給与等の額のうち他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある



他の連結法人を含みます。) から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります (震災特例法17の3の2①)。

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します (震災特例法17の3の2①)。

$$\text{税額控除限度額} = \left(\begin{array}{l} \text{適用期間内に避難対} \\ \text{象雇用者等に対して} \\ \text{支給する給与等の額} \end{array} \right) \times 20\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、その適用年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

〔質問6〕

基本方針において、避難解除等区域内等の土地及び家屋に係る固定資産税等の扱いは、どのように示されていますか？

〔回答〕

原子力災害により、各年度の末日までに避難指示の対象となった区域 (各年度の初日の属する年の1月1日前に避難解除区域となった区域を除く。) であって、住民の退去又は避難の実施状況等を総合的に勘案し、市町村長が指定し公示した区域 (以下「課税免除区域」といいます。)

内に所在する土地及び家屋について、当分の間、その年度分の固定資産税及び都市計画税を免除するとされています。

前年度の課税免除区域のうち新たに課税免除区域外となった区域であって、住民の退去又は避難の実施状況等を総合的に勘案し、市町村長が指定し公示した区域内に所在する土地及び家屋について、原則3年度分の固定資産税及び都市計画税の税額の2分の1を減額するとしています (平成24年改正法による改正後の地方税法 (昭和25年法律第226号) 附則第55条の2及び第56条関係)。

福島復興再生特別措置法及び福島復興再生基本方針は、復興庁ホームページ (<http://www.reconstruction.go.jp/>) に掲載されています。

「福島復興再生特別措置法 (課税の特例関係) Q & A」は、復興庁ホームページ (http://www.reconstruction.go.jp/topics/q_and_a.pdf) で確認いただけます。

平成24年度 法人税関係法令の改正の概要は、国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2012_5/pdf/01.pdf) に掲載されています。